

## 子ども・若者の健全育成に関する提言

昨今、複雑多様化、深刻化が進む子ども・若者を取りまく問題に対する取り組みの充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」や「子ども・若者総合相談センター」の運営費等に対し財政措置を講じるとともに、子ども・若者支援事業に対して必要な支援措置を講じること。
2. 「毒物及び劇物取締法」等の関係法令の改正により、少年のシンナー等の薬物乱用及び暴力団による密売等の違法な販売に関する取締体制を強化するとともに、薬物の危険性・有害性について住民への啓発を行うこと。